

認証の詳細

<家庭用アイロン台>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

表 11 : ロット認証の申請手数料

表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 切断加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	1. 適切に切断加工ができること。
2. 曲げ加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	2. 適切に曲げ加工ができること。
3. 穴あけ加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	3. 適切に穴あけ加工ができること。
4. プレス加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	4. 適切にプレス加工ができること。
5. 溶接加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	5. 適切に溶接加工ができること。
6. 樹脂成型加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	6. 適切に樹脂成型加工ができること。
7. 縫製加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	7. 適切に縫製加工ができること。
8. 防せい処理加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	8. 適切に防せい処理加工ができること。
9. 塗装加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	9. 適切に塗装加工ができること。
10. 組立加工設備 ただし、切断加工設備、曲げ加工設備、穴あけ加工設備、プレス加工設備、溶接加工設備、樹脂成型加工設備、縫製加工設備、防せい加工設備及び塗装加工設備で製造される部品の製造技術の状況により、製造する	10. 適切に組立ができる作業工具等の設備を備えていること。

<p>ことが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。</p>	
---	--

表 2：検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
<p>1. 外観及び構造確認設備</p> <p>2. 強度測定設備</p> <p>3. 安定性試験設備</p>	<p>1. 設置部のすきま確認検査設備として以下を備えていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定盤、建築用合板、板ガラス等の連続した均一な平面を有し、アイロン台を置いた際にたわみの生じない平板 ・ 設置部のすきま確認のための官製ハガキ（厚み 0.22mm）又は官製ハガキの厚み以下の厚さのゲージ <p>2. 強度試験設備として以下を備えていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 測定精度 1mm 以上で 1,000mm まで測定できる鋼製直尺又はこれと同等以上のもの ・ 10cm 角の当て板 ・ アイロン掛け面上に 400N (40kgf) の鉛直方向下向きの力を加えることができる加重計又は相当する質量の重り ・ 附属品が作用する方向へ 200N (20kgf) までの力を加えることができる加重計又は相当する質量の重り <p>3. 安定性試験設備として以下を備えていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 測定精度 1mm 以上で 1,000mm まで測定できる鋼製直尺又はこれと同等以上のもの。 ・ 10cm 角の当て板 ・ アイロン掛け面上に 200N (20kgf) までの鉛直方向下向きの力を加えることができる加重計又は相当する質量の重り ・ 傾斜台（剛性のあるもので 10° に傾斜できるもの） ・ 附属品載荷重試験に相当する質量の重り

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
使用時の高さ	(1) 立位使用を前提としたもの (2) 座位使用を前提としたもの (3) 兼用のもの
脚部の有無	(1) あるもの (2) ないもの
高さ調整機能	(1) あるもの (2) ないもの

表4：型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手数料 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） ※外国からの送金時は税抜の手数料です。 ・ 材料試験（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。 	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT BOTKJPJT
委託検査機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 脚部なしのもの：14,300 円(税抜 13,000 円) ・ 脚部ありのもの：29,700 円(税抜 27,000 円) ・ 附属品を有するものは附属品 1 点あたり 10,000 円が別途加算になります。 ◆一般財団法人ポーケン品質評価機構 <ul style="list-style-type: none"> ・ 脚部なしのもの：12,540 円(税抜 11,400 円) ・ 脚部ありのもの：23,540 円(税抜 21,400 円) 	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

	・ 附属品を有するものは上記金額に附属品 1 台あたり 8,000 円が加算になります。	
--	--	--

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5：型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 ＜大阪事業所＞ 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221	1 台/型式 試料を送付する際は、メモ添付等分かるようにしてください。
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 ＜生活用品試験センター＞ 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126	

表 6：型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

適合日より 3 年間

表 7：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク（SG ラベル）は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを天板裏面の表面又は脚部表面の見やすい箇所に貼付します。 台紙の寸法は 17mm×17mm です。 交付単位は 50 枚です。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給 SG ラベル</p>

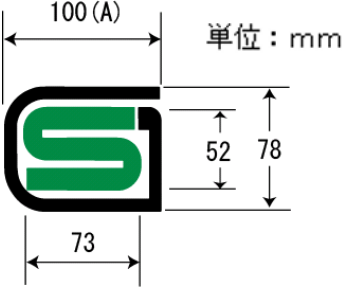
	<p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SGマーク表示数量申請」を行い、表8に示す手数料額を振り込んでください。</p> <p>申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所にSGラベルを送付します。</p>
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>図2に示すSGマークを製品本体の天板裏面の表面又は脚部表面の見やすい箇所に貼付又は浮きだし、刻印、印刷、縫い付け及びシールなどを用いて容易に消えない方法で表示します。</p> <div style="text-align: center;">  <p>単位：mm</p> </div> <p>図2 自社表示</p> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは5.0mm以上です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品にSGマークを表示し、原則1ヶ月毎に表示実績を報告してください。 このとき同時に表8の手数料を振り込んでください。 手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。</p>

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	5.5 円/台 (税抜 5 円/台) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より 3 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	<p>◆一般財団法人日本文化用品安全試験所</p> <p><大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221</p> <p><東京事業所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL 03-3829-2515 FAX 03-3829-2549</p>
	<p>◆一般財団法人ポークン品質評価機構</p> <p><生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126</p> <p><東京事業所> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1382 FAX03-5669-1381</p> <p><名古屋営業所> 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006</p> <p><岡山生活用品試験センター> 〒700-0936 岡山県岡山市北区富田 422-1 TEL 086-231-2700 FAX 086-231-0050</p> <p>同等性検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上海愛麗服装検験修理有限公司 (中国) ・ 常州市波肯紡織検測有限公司 (中国) ・ 青島紡検験有限公司 (中国) ・ SGS 香港株式会社 (中国) ・ SGS Taiwan Limited (台湾) ・ SGS CSTC Standards Technical Services Co, Ltd. Guangzhou Branch (中国) ・ SGS CSTC Standards Technical Services Co, Ltd. Hangzhou Branch (中国) ・ 財団法人 FITI 試験研究院 (韓国) ・ PT. SGS INDOONESIA (インドネシア) ・ SGS Vietnam Ltd. (ベトナム) ・ SGS Thailand Ltd. (タイ)

表 1 1 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先								
一般財団法人 日本文化用品安 全試験所	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脚部なしのもの：14,300 円(税抜 13,000 円) ・ 脚部ありのもの：29,700 円(税抜 27,000 円) <p>・ 附属品を有するものは附属品 1 点あたり 10,000 円が別途加算になります。</p> <p>・ 材料試験（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 5,5 円/台(税抜 5 円)</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="502 1265 1005 1444"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160以下</td> <td>6,600円(税抜 6,000円)</td> </tr> <tr> <td>161～650</td> <td>11,000円(税抜10,000円)</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>15,400円(税抜14,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	160以下	6,600円(税抜 6,000円)	161～650	11,000円(税抜10,000円)	651～1,600	15,400円(税抜14,000円)	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料									
160以下	6,600円(税抜 6,000円)									
161～650	11,000円(税抜10,000円)									
651～1,600	15,400円(税抜14,000円)									

<p>一般財団法人 ボーケン品質評 価機構</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脚部なしのもの：12,540円(税抜 11,400円) ・ 脚部ありのもの：23,540円(税抜 21,400円) <p>・ 附属品を有するものは附属品1点あたり10,000円が別途加算になります。</p> <p>・ 材料試験（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 5,5円/台(税抜5円)</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="502 1086 1093 1265"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160以下</td> <td>11,550円(税抜10,500円)</td> </tr> <tr> <td>161～650</td> <td>14,300円(税抜13,000円)</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>19,800円(税抜18,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	160以下	11,550円(税抜10,500円)	161～650	14,300円(税抜13,000円)	651～1,600	19,800円(税抜18,000円)	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。</p>
ロット数	検査料									
160以下	11,550円(税抜10,500円)									
161～650	14,300円(税抜13,000円)									
651～1,600	19,800円(税抜18,000円)									

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式</p>	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを天板裏面の表面又は脚部表面の見やすい箇所に貼付します。 台紙の寸法は 17mm×17mm です。</p> <div data-bbox="794 562 1066 831" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="767 842 1091 875">図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>図 2 に示す SG マークを製品本体の天板裏面の表面又は脚部表面の見やすい箇所に貼付又は浮きだし、刻印、印刷、縫い付け及びシールなどを用いて容易に消えない方法で表示します。</p> <div data-bbox="802 1196 1133 1473" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="828 1482 1027 1516">図 2 自社表示</p> <p>寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており A は 5.0mm 以上です。 色彩 : 二色又は単色とする。 ※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。</p>

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更